一般社団法人プレカリ被害者の会　会員規則（賛助会員）

（本規則の目的）

第１条 本規則は、一般社団法人プレカリ被害者の会（以下「本会」という）の定款第５条ないし第６条に基づき、賛助会員に関する会員規則を定める。

（入会要件と申し込み）

第２条 本会の会員になろうとする者は、次の入会要件を満たさなければならない。

① 労働組合又はその疑似団体による不正行為などにより、被害を受けたこと。

② 本会の事業の趣旨に賛同し、本規則を遵守すること。

③ 本会の活動を支えるため、本規則に定める入会費及び月会費を負担すること。

④ 個人（元構成員を含む）及び法人若しくは団体であること。

⑤ 次の反社会的勢力の排除事項を現在および将来においても誓約すること。

a 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

b 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

c 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本入会申し込みをするものでないこと。

d 本会に入会している間に、自ら又は第三者を利用して、本会の契約に関して次の括弧書き行為をしないこと（ア相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為 イ偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為）。

２　前項の入会要件を満たすことを記載した、本規則に定める入会申込書を作成し、本会事務局に求められた資料を添えて提出しなければならない。

（会費）

第３条 会員は、入会費及び毎年の総会で定められる月会費を本会に納入するものとする。

２　入会金は、個人及び法人若しくは団体を問わず、一律１万円とする。

３　月会費は、１口（２千円）以上（上限４０口）とし、入会時に口数を意思表示するものとする。入会後に口数を変更しようとする場合は、本会事務局に連絡するものとする。

３　月会費は、毎年総会後に本会が発行する請求書により、当該事業年度一括にて納入するものとする。

４　入会初年度に限り、入会金及び当該事業年度の月会費を本会が入会を承認したときに発行する請求書により、当該事業年度一括にて納入するものとする。

５　個人会員等の申請により、本会趣旨貢献度・個人会員等の資力・本会活動貢献などを

総合的に勘案し、理事会が承認（当該事業年度ごとの承認）した場合に限り、入会金及び当該事業年度月会費の１０分の１を限度に減免することができる。

６　納入された入会費及び月会費は返納しないものとする。

（入会の承認）

第４条 本会の会員になろうとする者は、理事会の承認を受けなければ、会員とならない。

２　次の以下のいずれかに該当する場合は、入会を承認しないものとする。

（１）第２条に掲げる入会要件を満たさない者であるとき

（２）入会申請書に事実と異なる内容があるとき

（３）会員規約への同意の事実を確認できないとき

（４）本会の趣旨に反する活動を行っている個人及び法人若しくは団体の申請であるとき

（５）その他、理事会が本会の趣旨に反すると判断したとき

３　会員は、理事会の承認を受け、入会金及び会費の納入があった日に会員となる。

（任意退会）

第５条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、退会の１か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

（会員の資格喪失）

第６条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1　退会したとき。

2　死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

3　除名されたとき。

（除名）

第７条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって、当該会員を除名することができる。

1　本規則及び定款その他の規則に違反したとき。

2　本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

3　正当な理由なく、会費の納入をしなかったとき。

4　その他除名すべき正当な事由があるとき。

（退会時の金品取り扱い）

第８条 退会し、又は資格を喪失した会員が、既に納入した拠出金品は返還しない。

（会員たる資格の喪失）
第９条 会員は総会決議により除名されたときは、当該会員は、代表理事がかかる除名の決定を当該会員に対して書面をもって通知した時に会員たる資格を喪失する。
（会員資格喪失後の権利及び義務）
第１０条 退会または除名により会員たる資格を喪失した者は、会員たる資格に基づき本会より付与又は許諾された一切の権利を喪失する。

（本規則の改正等）
第１１条 本規則の改正は理事会の決議による。

附則
１、この規則は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
２、この規則は、令和７年１０月２０日に一部改訂した。